

市町介護保険事業計画策定に係る県基本指針（案）

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画は、国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「国基本指針」という。）に即して策定することとされている。

本県では、国基本指針を踏まえ、市町における第10期介護保険事業計画の策定及び推進に当たっての基本的な考え方と重点事項を県基本指針として定める。

本指針は、市町村介護保険事業計画及び老人福祉計画の一体的な策定と推進に当たっての方向性を示すものである。

1 県の基本的な考え方

本県では、第9期介護保険事業支援計画において推進してきた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進及び地域共生社会の実現に向けた取組を継承し、2040年を見据えた持続可能な介護サービス提供体制の構築を目指す。

人口構造や介護需要の変化、地域ごとの実情を踏まえながら、市町と連携し、次の方向性に基づき施策を推進する。

（１）2040年を見据えたサービス基盤整備

中長期的な人口動態や介護需要の変化を見据え、地域包括ケアシステムを支える介護サービス基盤の計画的な整備を推進する。

（２）地域類型を踏まえたサービス確保

大都市部、一般市等、中山間・人口減少地域など地域ごとの特性や課題を踏まえ、それぞれの実情に応じた介護サービス提供体制の確保を図る。

（３）中山間・人口減少地域対策

人口減少や担い手不足が進む地域においても必要な介護サービスを確保できるよう、広域連携や地域資源の活用等による持続可能なサービス提供体制の構築を推進する。

（４）高齢者向け住まいを含めた基盤整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な住まいの確保と適切な介護サービスの提供体制の整備を進める。

（５）在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築

保健医療計画等との整合を図りながら、在宅医療と介護の連携を推進し、地域におけ

る切れ目のない支援体制の構築を進める。

（６）認知症施策の推進

認知症になっても希望を持って自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現に向け、予防、医療、ケア、社会参加及び権利擁護を含めた総合的な認知症施策を推進する。

（７）介護予防・地域づくり

介護予防の推進と住民主体の支え合い活動の充実により、高齢者の社会参加や生きがいづくりを支援し、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進する。

（８）介護人材確保・生産性向上

介護サービスを支える人材の確保・定着を図るとともに、介護テクノロジーやICTの活用による生産性向上を推進し、持続可能な介護提供体制を確保する。

2 市町計画策定に当たっての重点事項

「１ 県の基本的な考え方」に示した方向性の実現に向け、市町村介護保険事業計画の策定及び推進に当たっては、地域の実情や課題を踏まえ、特に次の事項に留意するものとする。

（１）2040年を見据えたサービス基盤整備

【基本認識】

本県では、2040年に向けて、高齢者人口や介護需要の増加が見込まれる地域がある一方、既に人口減少やサービス需要の減少が進んでいる地域もあり、地域ごとに状況が大きく異なっている。本県においても、訪問介護員、看護職員及び介護支援専門員の不足や高齢化が共通した課題として挙げられている。

このため、市町においては、将来の介護需要や地域資源の状況を的確に把握し、施設サービスと在宅サービスのバランスに配意しながら、地域の実情に応じた介護サービス基盤の整備を進める必要がある。また、介護人材の確保・定着及び介護現場の生産性向上、自立支援・重度化防止の取組と一体的に進めることにより、持続可能なサービス提供体制の構築を図る必要がある。

【推進の方向】

○ 将来需要を見据えた基盤整備

- ・ 2040年を見据えた人口動態や介護需要の分析・将来推計
- ・ 地域の実情に応じた介護サービス基盤の計画的な整備

○ 在宅生活を支えるサービスの充実

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機

能型居宅介護等の整備促進

- ・施設サービスと在宅サービスのバランスを踏まえたサービス提供体制の構築

○ 既存資源の有効活用

- ・既存施設・事業所の有効活用
- ・介護需要の変化に応じたサービス機能の見直し
- ・広域的な連携を視野に入れたサービス確保

○ 持続可能な提供体制の確保

- ・介護予防、自立支援及び重度化防止の推進
- ・介護人材の確保・定着と介護現場の生産性向上を踏まえた基盤整備

【県の支援方策】

○ 計画策定・分析支援

- ・地域包括ケア「見える化」システム等を活用したデータ分析支援及び情報提供
- ・介護需要やサービス提供体制に関する情報の共有

○ サービス基盤整備支援

- ・介護サービス基盤整備に関する助言及び広域調整
- ・先進事例や取組事例の横展開

○ 在宅サービスの充実支援

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等の普及促進
- ・市町間連携や広域利用に関する支援

○ 人材確保

- ・生産性向上支援
- ・介護人材の確保・定着に向けた研修、参入促進及び職場環境改善への支援

（２）地域類型を踏まえたサービス確保

【基本認識】

本県では、神戸・阪神地域を中心に今後も介護需要の増加が見込まれる一方、中山間地域や人口減少地域では、高齢化の進行に加え、事業所や介護人材の確保が課題となっている。また、本県においても、訪問系サービスの不足や事業所・人材の地域偏在、地理的条件によるサービス確保の困難さなど、地域によって異なる課題が示されている。

このため、市町においては、地域ごとの人口動態や介護需要、既存の介護資源等を的確に把握し、それぞれの地域特性に応じた介護サービス提供体制の確保を図る必要がある。また、市町域にとらわれず、圏域単位での連携や広域利用も含め、地域の実情に応じた効率的かつ持続可能なサービス提供体制の構築を進める必要がある。

あわせて、各地域が大都市部、一般市等、中山間・人口減少地域の地域類型を意識

しながら、人口構造の変化に応じて、各地域が将来的に異なる類型へ移行し得ることに留意し、サービス提供体制のあり方を検討する必要がある。

【推進の方向】

- 地域特性に応じたサービス確保
 - ・ 地域ごとの人口動態や介護需要の把握
 - ・ 地域類型に応じたサービス提供体制の構築
- 地域偏在への対応
 - ・ 事業所や人材の偏在状況の把握
 - ・ サービス提供が不足する地域への対応
- 広域的なサービス確保
 - ・ 市町域を超えたサービス利用や事業所間連携の推進
 - ・ 老人福祉圏域単位でのサービス確保の検討

【県の支援方策】

- 地域分析支援
 - ・ 地域ごとの介護需要やサービス基盤に関する情報提供
- 広域調整支援
 - ・ 市町間連携や広域利用に関する調整支援
 - ・ 老人福祉圏域単位でのサービス確保の検討

（３）中山間・人口減少地域対策

【基本認識】

本県においても出生数の減少は今後も続き、高齢化は進展していくと推測されている。特に、中山間地域では、生産年齢人口の減少や介護人材不足が特に進んでいることに加え、事業所数の減少、サービス受給者の点在による通所・訪問サービスにかかる移動距離の長距離化、サービス提供の広域化などが進み、介護サービス提供体制の維持が課題となっている。

このため、市町においては、地域の実情に応じて既存の介護サービス事業所や地域資源を有効活用するとともに、近隣市町との連携やサービスの広域利用も含めた柔軟なサービス提供体制を構築する必要がある。また、介護サービスに加え、見守り、移動支援、生活支援等を含めた地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを進める必要がある。

【推進の方向】

- 地域に必要なサービス機能の維持
 - ・ 既存の介護サービス事業所の維持・活用

- ・ 地域資源を活用したサービス提供
- 柔軟なサービス提供体制の構築
 - ・ 広域利用や事業所間連携の推進
 - ・ 多機能型サービスの活用
 - ・ 特例介護サービスや特定地域居宅サービス等事業の導入検討にかかる関係者への意見聴取
- 地域で支える仕組みづくり
 - ・ 見守り体制の充実
 - ・ 生活支援や移動支援の確保

【県の支援方策】

- サービス確保支援
 - ・ 中山間・人口減少地域におけるサービス確保支援
 - ・ 特例介護サービスや特定地域居宅サービス等事業の導入を行う地域の検討・協議
- 人材確保支援
 - ・ 地域の実情に応じた人材確保施策の推進
- 広域連携支援
 - ・ 市町間連携や広域利用の支援

（４）高齢者向け住まいを含めた基盤整備

【基本認識】

本県では、高齢者が住み慣れた地域での生活を希望する傾向が高まる一方、単身高齢者や認知症高齢者、医療・介護の双方を必要とする高齢者の増加が見込まれている。また、本県では、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなど多様な住まいが介護ニーズの受け皿としての役割を担っている実態があり、特別養護老人ホームの待機者数が減少する一方で、住まいの確保に特に配慮を要する高齢者への支援が課題として挙げられている。

このため、市町においては、高齢者向け住まいの整備状況や介護等需要を踏まえ、住まいと介護サービスが一体的に確保される体制づくりを進める必要がある。また、単身高齢者等の増加も見据えながら、地域包括ケアシステムが居住支援協議会等と連携して居住支援や見守り体制の充実を図り、高齢者が地域で安心して暮らし続けられる環境整備を進める必要がある。

【推進の方向】

- 多様な住まいの確保
 - ・ サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等の状況把握
 - ・ 地域ニーズに応じた住まいの確保

- 住まいと介護の一体的な提供
 - ・ 在宅サービスとの連携強化
 - ・ 医療・介護ニーズに対応した居住支援
- 居住支援体制の充実
 - ・ 単身高齢者や住まいの確保に特に配慮を要する高齢者への支援
 - ・ 居住支援協議会への積極的参画及び居住支援法人等との連携強化

【県の支援方策】

- 情報提供・助言
 - ・ 高齢者向け住まいに関する情報提供
- 関係部局との連携推進
 - ・ 住宅施策との連携強化（住まいや生活支援の相談窓口との連携強化等）
- 居住支援協議会等との連携促進
 - ・ 地域包括ケアシステムの支援力強化

（５）在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築

【基本認識】

本県では、高齢化の進展に伴い、医療と介護の双方を必要とする高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれている。また、入退院時の情報共有や在宅医療体制の確保、医療と介護との連携状況の差異などが課題として挙げられており、高齢者が状態変化に応じて切れ目なく支援を受けられる体制の構築が求められている。

このため、市町においては、高齢者が住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを切れ目なく受けられるよう、保健医療計画や地域医療構想との整合を図りながら介護サービス基盤の整備を進めるとともに、医療機関、介護事業者及び地域包括支援センター等との連携を強化する必要がある。また、市町域を超えた医療・介護サービスの利用実態も踏まえ、老人福祉圏域等の広域的な視点から、在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築を進める必要がある。

【推進の方向】

- 医療・介護の一体的な基盤整備
 - ・ 保険医療計画等との整合
 - ・ 医療資源と介護資源を踏まえた基盤整備
- 在宅医療・介護連携の推進
 - ・ 入退院支援体制の充実
 - ・ 日常の療養支援、急変時の対応及び看取りを含めた切れ目のない支援体制の強化
 - ・ 関係者間における役割分担の整理及び情報共有の推進

○ 多職種連携の強化

- ・ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の多様な専門職の連携推進
- ・ 医療機関、介護事業者、地域包括支援センター等の連携推進
- ・ ICTツール等を活用したリアルタイムな情報共有の推進

【県の施策方策】

○ 保健医療計画等との調整

- ・ 医療部局との連携による情報共有

○ 連携体制の構築支援

- ・ 圏域単位での医療・介護連携支援
- ・ 市町における在宅医療・介護連携推進事業の取組支援

○ 在宅医療と介護の連携促進

- ・ 在宅医療体制の充実支援
- ・ 多職種連携及びICT活用の推進
- ・ 看取り及びアドバンス・ケア・プランニング（ACP）に関する取組の支援

（６）認知症施策の推進

【基本認識】

本県では、認知症の人の増加が見込まれる中、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現が求められている。本県においては、「新しい認知症観」の普及や認知症予防、早期発見・早期対応、診断後支援、地域支援ネットワークの構築、若年性認知症への対応ほか、本人の声を施策に反映することの難しさが課題として挙げられている。

このため、市町においては、認知症の早期発見・早期対応を推進するとともに、本人の意思や希望を尊重しながら、医療・介護・福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を進める必要がある。また、認知症の人やその家族を地域全体で支えとともに、社会参加や権利擁護を推進し、認知症になっても安心して暮らし続けることができる地域づくりを進める必要がある。

【推進の方向】

○ 新しい認知症観の普及

- ・ 認知症への理解促進

○ 早期発見・早期対応

- ・ 相談支援体制の充実（本人および家族）
- ・ 医療機関等との連携強化

- 地域で支える仕組みづくり
 - ・ 本人ミーティングの開催
 - ・ 認知症カフェ等の居場所や参加の場の充実
 - ・ 認知症サポーターの養成、活躍促進
 - ・ チームオレンジの推進
- 意思決定支援・権利擁護の推進
 - ・ 成年後見制度等の活用
 - ・ 本人の意思と希望の尊重
- 若年性認知症への支援
 - ・ 市町、圏域ごとのネットワークの強化

【県の支援方策】

- 普及啓発
 - ・ 新しい認知症観の普及啓発
- 医療提供体制の整備と診断後支援
 - ・ 認知症疾患医療センターや専門医療機関の整備および担うべき役割の明確化
 - ・ 早期支援につなぐ仕組みづくりの推進
- 人材育成
 - ・ 認知症支援に携わる人材の育成
- 市町支援
 - ・ 認知症施策に関する情報提供及び取組支援

（７）介護予防・地域づくり

【基本認識】

本県では、高齢化の進展や生産年齢人口の減少が見込まれる中、高齢者ができる限り健康で自立した生活を継続できるよう、介護予防と健康づくりを一体的に推進していくことが重要となっている。また、本県においては、通いの場や住民主体活動の担い手不足、高齢者の社会参加の機会の確保、地域での支え合い体制の維持などが課題として挙げられている。

このため、市町においては、フレイル予防や自立支援・重度化防止を推進するとともに、高齢者が支えられる側だけでなく、地域を支える担い手として活躍できる環境づくりを進める必要がある。また、住民主体の活動や多様な主体による生活支援を推進し、介護、障害、子ども、生活困窮等の分野を超えた連携を図りながら、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進める必要がある。

【推進の方向】

- 介護予防の推進

- ・フレイル予防
- ・自立支援・重度化防止
- ・多様な主体によるサービス提供体制の整備
- 社会参加の促進
 - ・通いの場の充実、多機能拠点の整備
 - ・生きがいづくりや就労・ボランティア活動の促進
- 支え合いの地域づくり
 - ・生活支援体制整備事業の推進
 - ・住民主体の活動の充実
- 地域共生社会の実現
 - ・重層的支援体制との連携
 - ・多世代が支え合う地域づくり

【県の支援方策】

- 介護予防の推進
 - ・介護予防に関する情報提供及び好事例の横展開
- 地域づくり支援
 - ・生活支援体制整備事業の推進支援
 - ・生活支援共創プラットフォームの構築及び運営支援
 - ・生活支援体制整備事業に関する先進・優良事例の横展開
- 地域共生社会の推進
 - ・重層的支援体制整備に向けた支援

（８）介護人材確保・生産性向上

【基本認識】

本県では、今後も介護需要の増加が見込まれる一方、生産年齢人口の減少が進むことから、介護サービスを支える人材の確保が一層重要となっている。また、本県においては、訪問介護員、介護支援専門員及び看護職員を中心とした人材不足や高齢化、若年層の参入不足、介護現場の業務負担の増大などが共通の課題として挙げられている。

このため、市町においては、多様な人材の参入促進や定着支援を図るとともに、介護職の魅力向上や働きやすい職場環境づくりを進める必要がある。また、介護テクノロジーやICTの活用、業務改善及び経営改善支援を通じて介護現場の生産性向上を推進し、限られた人材の中でも質の高い介護サービスを持続的に提供できる体制の構築を進める必要がある。

【推進の方向】

○介護人材確保のためのプラットフォーム構築

- ・県、市町、関係団体等による情報を共有する協議の場
- ・地域の実情に応じた個別課題に対する実践的な取組を創出

○多様な人材の確保

- ・介護職の魅力発信
- ・若年層、元気高齢者、外国人材等の参入促進

○人材の定着支援

- ・資格取得支援
- ・暴力・ハラスメント対策を含めた職場環境の改善

○生産性向上の推進

- ・介護テクノロジーやICTの活用
- ・業務改善の推進
- ・経営改善支援

○専門職が能力を発揮できる環境整備

- ・介護支援専門員等の負担軽減
- ・本来業務への専念を支える仕組みづくり

【県の支援方策】

○人材確保支援

- ・介護人材の参入促進及び定着支援
- ・研修機会の提供及び人材育成
- ・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策の推進

○生産性向上支援

- ・ひょうご介護現場革新会議の推進
- ・ひょうご介護テクノロジー導入・生産性向上支援センターの活用
- ・介護テクノロジーやICTの導入支援
- ・業務改善の推進
- ・協働化・大規模化の推進、専門機関と連携による経営基盤の強化